

令和6年第12回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年12月10日（火） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹	9番：山田 和治
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美
7番：毛利 貞幸	8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健
10番：福浦 昌則	11番：木川 保	12番：道崎 伸二
13番：西村 隆	14番：徳永 健次	15番：湊上 米作

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係長：大浪 和典 主事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第24号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第25号	農地形状変更届出について
日程第3	報告第26号	農地法第4条の規定による許可書の返納について
日程第4	議案第39号	農地法第3条の規定による許可の取消願について
日程第5	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第41号	農用地利用集積計画の審議について
日程第7	議案第42号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和6年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、4番の〇〇委員、5番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第24号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。</p> <p>なお、1番の土地については次の賃借人は未定となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第24号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第24号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第25号「農地形状変更届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第25号、農地形状変更届出について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>形状変更の理由ですが、申請地は田として耕作されていましたが、申請者であるJAあしきたが、所有者の同意を得た上で、小規模基盤整備事業により盛土を行い、果樹の耕作地として整備し、新規就農者や規模拡大希望者に売却し</p>

	<p>たり、貸し出したりする計画とのことです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「県立芦北高等学校」の南西側、約200mの場所を含む全部で1筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。</p> <p>2番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>形状変更の理由ですが、申請地については、以前は水田として耕作管理を行っていたが、田の地盤が崩れ、田としての耕作が困難となったため、盛土し、畑として耕作管理を行うとのことです。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「米田地区浄化センター」の北西側、約120mの場所を含む全部で2筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>申請地はJAあしきたが、移住者の方に向けた取り組みとして、耕作されていない田んぼに盛土をして、樹園地にする目的とのことでした。</p> <p>画期的な取り組みだと思います。他は事務局の説明通りです。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員、及び〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局の説明の通りです。</p>
〇〇推進委員	<p>移住者の方に向けた事業ということでなんら問題ないと思います。</p>
議長	<p>2番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明通りで、申請地は雨などが降った際、田んぼが浸かってしまうので盛土して田んぼにされるとのことでした。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員にお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局の説明通りです。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第25号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしということですので、報告第25号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第26号「農地法第4条の規定による許可書の返納について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第26号、農地法第4条の規定による許可書の返納について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可書について、下記のとおり返納の届出がありましたので報告するものです。</p> <p>申請地につきましては、大川内字シノメ1066番39で、転用目的は「畜舎」となっており、平成14年10月の総会において議決され、同年10月28日に熊本県から許可されていましたが、申請者の都合による事業計画の変更があり、転用を行わないこととなったため、今回許可書の返納の申し出が 있습니다。なお、本申請地の登記につきましても、事業が完了していませんので登記の変更は行われていないことを確認しております。また、許可書につきましても、紛失したとのことで、同時に紛失届出書も提出が あり、本総会で報告後、熊本県に進達する予定です。</p> <p>この案件につきましては、熊本県に確認しましたところ、許可書の返納により許可の効力が消滅するので問題ないとのことでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第26号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第26号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第39号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第39号、農地法第3条の規定による許可書の返納について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可書の返納がありましたので、本会の議決を求めます。</p> <p>これは本年10月に開催しました第10回総会において許可された案件ですが、許可後に譲渡人の事情変更により、4筆のうち1筆(423番2)を除外したいとのことで、許可書の返納がありました。</p> <p>なお、本件農地につきましては、4筆のうち1筆を除いた3筆で改めて申請がなされており、議案第40号において、再度ご審議いただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第39号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。なお、本案件につきましては、先ほど議案第39号で説明しました、許可書の返納がありました案件で、今回は1筆(423番2)が除外された3筆での申請となっています。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「開拓団入口ツクールバス停」の南側、約100mの場所を含む、全部で3筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは田の1筆については水稻、畑の2筆については、自家消費作物を栽培し、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p>

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「肥後田浦駅」の南東側、約600mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっておりますが、譲り受けたあとは、野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の6ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足により耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、経営規模の拡大のため申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「肥後田浦駅」の南東側、約600mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっておりますが、譲り受けたあとは野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の8ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は県外に居住し、耕作管理ができないため譲受人に譲り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、経営規模の拡大のため申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「海浦阿蘇神社」の南西側、約500mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、柑橘が栽培されていますが、譲り受けたあとも引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の10ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は県外に居住し、耕作管理が難しくなったため、譲

受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

議案書の6ページをお願いします。

所有権移転の部5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「町立湯浦中学校」の北西側、約100mの場所を含む全部で2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっておりますが、譲り受けたあとは水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の12ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、耕作管理が困難であるため、申請地に隣接する農地を所有する譲受人に譲り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部6番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の13ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「岡地区農村集落センター」の東側、約70mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっておりますが、譲り受けたあとは栗や野菜等の栽培を行う予定で、適正に管理するとのことでした。

総会資料の14ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理が難しくなったため、申請地を譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

	<p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。</p> <p>所有権移転の部7番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の15ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、「市野瀬公民館」の東側、約70mの場所を含む全部で2筆です。現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっておりますが、譲り受けたあとは粟や野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の16ページをお願いします。契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は労力不足により耕作管理が困難なため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部、1番の案件について、4番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>10月の総会に審議した内容です。</p> <p>1筆が他の申請地より離れていますが、申請者の方が適切に管理を行うとのことなのでなんら問題ないと思います。</p>
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	<p>事務局の説明通りです。</p> <p>私も1筆離れているので心配ではありましたが、申請者の方が適切に管理を行うとのことなのでなんら問題ないと思います。</p>
議長	次に、2番及び3番、4番の案件を1番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、5番の案件を2番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	申請地は雑草等が生えておりましたが、用水路も確保しており、これから稲

	作を行うとのことだったので、なんら問題ないと思います。
議長	次に、6番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地は7月の総会の際に非農地として審議されましたが、これから畑として耕作されるとのことだったのでなんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	これから適切に管理されるとのことだったのでなんら問題ないと思います。
議長	次に、7番の案件を8番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請人の自宅の裏に申請地があり、適正に管理されるとのことだったのでなんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第40号について、質疑ありませんか。 …10番〇〇副会長。
〇〇副会長	1番の件ですが、農業従事者数が62名となっておりますがどういふことですか。
事務局	農業生産法人を営営されている関係で農業従事者数が62名となっております。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 所有権移転の部2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 所有権移転の部3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 所有権移転の部4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。

	<p>所有権移転の部5番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>所有権移転の部6番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>所有権移転の部7番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第41号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第41号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃借権設定の部</p> <p>1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の3年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第41号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>賃借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第42号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第42号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p>

	<p>1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。本案件につきましては、先月行われました第 1 1 回総会において農地法 3 条の規定による許可申請書審議において議決され、その審議の際に今回の総会において非農地判断申請を行う旨をご説明いたしておりました。</p> <p>農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は県道並びに建設会社敷地に隣接し、以前は農地として利用されていた様子ですが、長年耕作されず、除草等の管理もされていない状況で、隣接する宅地や雑種地との境界も不明瞭な状態でした。次に、詳細について説明します。</p> <p>総会資料の 1 7 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「湯浦諏訪神社」の東側、約 3 5 0 m の場所を含む全部で 4 筆です。総会資料の 1 8 ページ及び 1 9 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。</p> <p>6 2 9 番 1 及び 6 3 0 番 5、6 3 1 番 1 については、灌木が生えており、農地として利用できる状態にするには重機を用いた整備が必要と思われます。また、6 3 1 番 3 については、通路となっており、6 2 9 番 1 及び 6 3 0 番 5 を使用するための作業道として利用されていたものと思われますが、6 2 9 番 1 及び 6 3 0 番 5 が非農地と判断されれば、他に接続する農地は無く、舗装もされており、農地として利用は難しいと思われ、付随して非農地と判断できると思われます。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、非農地であるとの判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1 番の案件について、2 番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>写真の通り、雑木等も生えており農地として復元が困難であるため、非農地と判断して問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>以前は果樹等を耕作されていたみたいですが、現在は雑木等も生え、足の踏み場もないような状態となっています。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 4 2 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

それでは、採決を行います。

異議がある委員は挙手をお願いします。

お諮りします。

1 番については、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。

-